平成２３年（フ）第９号
兵庫県伊丹市寺本５丁目37番地サンハイム村上203号
破産者　西山　ネシ
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１０４号
大阪府貝塚市二色２丁目12番４―404号、破産開始決定時の住所兵庫県尼崎市食満７丁目１番10号　第二三和マンション305号、前住所兵庫県伊丹市口酒井３丁目３番21号　大本紙料
破産者　黒木ジュリアン
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１０号
兵庫県西宮市甲子園春風町５番33―211号
破産者　越中　史江（旧姓岡村）
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１８号
兵庫県西宮市老松町17番２―407号
破産者　足立　英郎
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２０号
兵庫県西宮市今津上野町５番19―205号、前住所兵庫県尼崎市開明町２丁目14番地ＲＯＣＫ703号
破産者　嵯峨　秀樹
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２９号
兵庫県西宮市甲陽園西山町３番18―107号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―703号
破産者　吾郷　英子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６６号
兵庫県尼崎市西本町北通４丁目115番地　ハイクオリティ東山401号、前住所兵庫県尼崎市西本町北通４丁目115番地　ハイクオリティ東山202号
破産者　和田あけみ（旧姓高谷）
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１２号
岡山県浅口郡里庄町大字里見5989番地３
破産者　最上　好男
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
岡山県真庭市中河内2015番地１
破産者　三船　英治
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１４３号
岡山県真庭市中河内2015番地１
破産者　三船　幸江
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

更生計画認可

平成２２年（ミ）第８号
神奈川県高座郡寒川町倉見1818番地
更生会社　藤沢電工株式会社
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付の方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
1　確定更生担保権
（確定更生担保権）
14件　470,690,212円　別表８
（債権者数）　14名
2　権利の変更及び弁済方法
別表８記載の確定更生担保権は、同表記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から５か月以内に一括弁済する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法・弁済方法
第１　公租公課
1　確定更生債権
（確定更生債権）
27件　45,304,482円及び額未定　別表９
（債権者数）　27名
2　権利の変更及び納付方法
⑴　別表９記載の確定優先的更生債権（公租公課）は、更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金（以下まとめて「延滞金等」という。）、及び、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。
⑵　前記⑴の免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定の日から５か月以内に一括納付する。
第２　労働債権
1　権利の変更及び弁済方法
確定優先的更生債権（労働債権）のうち、更生手続開始決定日以降の損害金については更生計画認可決定日にその全額につき免除を受け、免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定の日から５か月以内に一括弁済する。
第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
1　確定更生債権
（確定更生債権）
101件　2,038,949,970円及び額未定　別表10
（債権者数）　101名
2　権利の変更及び弁済方法
⑴　別表10記載の確定更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。
⑵　前記⑴の免除後の確定更生債権のうち、10万円以下の部分の全額及び10万円を超える部分の２％に相当する額を更生計画認可決定確定の日から５か月以内に一括弁済する。
⑶　後記第12章の定めに従い更生会社が解散し、かつ、更生会社の資産全ての処分が完了したときに、更生会社に残余財産から更生会社の清算結了までに必要な共益債権額を控除した残額があるときは、その残額を弁済原資として追加弁済を行う。
追加弁済は、別表10記載の確定更生債権から前記⑴記載の免除額及び前記⑵記載の弁済額を控除した残額を基準として按分して弁済する。
別表10記載の確定更生債権から前記⑴記載の免除額、前記⑵記載の弁済額及び追加弁済額を控除した残額は、管財人が更なる追加弁済がない旨を更生債権者等に対して通知した日に免除を受ける。
第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所
更生計画による弁済は、更生会社の本店所在地（神奈川県高座郡寒川町倉見1818番地。弁済を実施する時点で上記本店から移転している場合には、移転後の本店所在地とする。）において行う。
ただし、更生債権者等が希望する場合は、その指定する銀行口座への振込により弁済することができるものとする。この場合の振込費用は更生会社の負担とする。
公租公課の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。
弁済を受ける更生債権等の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。